

フランシス・テーラー・ピゴット著

治外法権（九）

—領事管轄権と東洋諸国における居留に関する法—

岩 村 等 訳

本稿は、Francis Taylor Pigott, *Exterritoriality. The Law relating to Consular Jurisdiction and to Residence in Oriental Countries*, London, 1892 の邦訳である。

目次

序 章

本主題の用語についての注釈

第一章 管轄権を支配する基本原則

第二章 忠誠義務

大使と領事とに影響を及ぼす域外法の制定についての注

第三章 原則の非文明諸国への拡張——治外法権の一般理

第九章 外国人に影響を与える管轄権

論

第四章 女王の領土外管轄権に対する議会の関係（以上二七号）

第五章 女王の領土外管轄権に対する裁判所の関係

一般的な域外的立法についての注釈（以上二八号）

第六章 黙許による管轄権——最恵国待遇

第七章 領土外管轄権法と適用法（続）（以上第二〇号）

（承前）（以上二一一号）

第八章 管轄権の特別な形式

外国人に影響を与える管轄権（以上二二二号）

第一〇章 條約による付与の直接的諸結果

第一章 枢密院令の一般的構造（以上三五号）

第二章 枢密院令が基礎とする諸原則

第三章 枢密院令によって創造された犯罪

第四章 領事裁判所の特別権限（以上三六号）

第五章 ドミサイルと帰化と結婚と離婚に対する領土外管轄権の効果（この章つづく、以上本号）

第一五章 ドミサイルと帰化と結婚と離婚に対する 領土外管轄権の効果

私は、條約上の付与のはつきり示されたまたはほのめかされた諸結果から、ただ推論によるだけの諸結果へと、移行する。われわれが最も重大な困難のうちのいくつかに直面するのは、主題のこの部門である。ドミサイルの問題は、その付隨する諸結果とともに、不可避的にまず注意を引く。それは、明示の判決の主題であった若干の諸問題のうちの一つである。「トゥータルの信託」⁽²⁾は、世帯が確立した原則によって影響された社会の間での世帯の言葉である。まず、これらは、ドミサイルが東洋諸国にいるイギリス臣民によっては取得されることがない、ということである。第一に、民族社会からかけ離れたその

ような国では、治外法権的なドミサイルまたはイギリス社会の資格としてのドミサイルは存在しない、ということである。これらの諸原則は、アブド・ウル・メシ対ファラの事件（『ロー・リポート』、第一三巻、上訴事件、四四一頁）で、枢密院司法委員会によつて賛意を示して引用されている。大いにもつともであるが、私は、この判決が一定の誤った考えを含んでいると考へる。少なくとも、この判決は一層の問題に対する考察の余地を残している。この判決それ自体のなかでは、これらの誤った考へと議論の尽きない性格とはほとんど重要な問題ではない。それは、幅広い理論の全結果のうちの最小限のものを含んでいゝにすぎない——カエサルに対する税金の支払いである。そして、それは厳密にはすべてか無かの事例であつた。国民政府は外国人または外国人の財産に課税しようとした。外国人の財産は転々と人手にわたつていくからである。イギリス法は、イングランドに定まつたドミサイルのある遺言者あるいは無遺言相続人の人的財産から相続税をきびしく取り立てている。この原則の適用は容易であつて、困難を伴わない。イギリスの出生地は、個人が上海の条約港で定住する意思をもつてゐるにもかかわらず、持続しているとみなされた。救済の申し立ては、資金が裁判所にあるから同様に容易である。そして、裁判所の役

人は、もし相続税が支払い可能であるならば、資金が分割されるまえに支払われたということを調査するように義務づけられている。この決定の有り得べき結果の一つは、私が気づいていいる限り、完全に議論されてはいない。資金が裁判所の支配力の範囲内に都合よくあるわけではなかつたと想定すると、高等法院の規則の命令XIの諸規定のもとで、裁判所が、それが定めたドミサイルの原則の必然的な結果として問題を処理する権限をもつてゐるとみなすであろうと思われる。しかし、裁判所がそれを処理することを辞退するようにならせる多くの諸状況があるようだ。そして、選択的なものであれ同時的なものであれ、領事裁判所が、それに与えられた全般的の管轄権のもとで、支払いが可能ならば、相続税が支払われるべきことを調査するようない義務づけられていないかどうかという問題が生じる。しかし、ドミサイルの問題に戻ろう。チティ判事の判決のなかで、以下の傍論に対し異議が申し立てられなければならない。厳密に言つて、それらは法についての不完全な言明に過ぎない。しかし非常に難解な主題においては、そのような言明は誤解をもたらす。それらが言及されると不当な依存が不可避的にそれらになされることになる。

(注)『ロー・リボーン』大法官部第三卷、五三三頁。

「婚姻の取り消し、無効および詐称に関する婚姻裁判所としての裁判所の管轄権の例外は重要であり、それらの効果は明らかにイギリス人を例外とされた事件に関してイングランドの婚姻裁判所の管轄権に従わることである」。

すべての婚姻関係事件における海外のイギリス臣民に対するイギリス裁判所の管轄権は、すでに考察された一定の諸原則によつている。しかしそれらの全結果は、無数の事件において、管轄権がもう一つの国にあるもう一つの裁判所の管轄権と同時にあるということである。日本にある全領事裁判所が一定の事件でそれらに与えられた管轄権をもつてゐるという事実は、イギリスの裁判所の管轄権が既に存在しているならば、それを除去することはできない。また、一定のその他の事件で管轄権がそれらに与えられていないという事実は、イギリスの裁判所の管轄権が既に存在しないならば、イギリスの裁判所に管轄権を与えることもできない。この点で、全領事裁判所の管轄権は、植民地裁判所または外国裁判所の管轄権と完全に同等である。

「上海のイギリス人社会はちっぽけなものではあるが、外国の領土にあるのだ。それはイギリス植民地ではないし、まして直轄植民地でさえない。上記の制定法によって、国王は、国王自身とそこにいる臣民との間でと同様に、征服されたかまたは

割譲された領土において行使されている管轄権と同様の管轄権をもっているのだけれども」。

間違った推論をこのように法的に確認することは、その起源を制定法における不適切な表現形式に負っているが、非常に残念なことである。管轄権は、直轄植民地で行使されている管轄権とは同様ではない。しかし外国に存在するような管轄権は、それが直轄植民地で行使されるのと同一の方法で行使されている。

「上海の高等法院に与えられている管轄権は、単に女王陛下が中国で行使できる管轄権であるに過ぎないのであって、イギリス臣民に結び付けられている。それは排他的ではないし、イングランドの女王陛下の裁判所から管轄権を奪うことはない」。

この言明は学生を誤って導くよう考慮されている。それは、イングランドの女王陛下の裁判所が中国にいるイギリス臣民に全般的に管轄権をもっているという推論をほとんど不可避的に示唆する。しかしながら、この意味は、一定の事件について領事裁判所が管轄権をもっているという事実が、イギリスの裁判所がこれらの事件について管轄権をもっているならば、イギリスの裁判所から管轄権を奪うものではない、ということである。

しかし、これは、なにがすべての裁判所にあてはまるかを證明

しているだけである。それは「同時の管轄権」という用語のかに含まれている基本的な考え方である。そしてそれは、全裁判所がその点に関して機能する規則である。上海の裁判所で立証されることができることと、その裁判所の規則によっている。それはこの点に対して何も一切立証しない。なぜなら、フランス、あるいはドイツ、あるいはロシアで立証できる多くの遺言がイギリスの検認裁判所の管轄権の範囲内にあるからである。そして、一定の事件では、多くの遺言は、それらがイングランドにある財産に対する実効ある権原として使用する前には、検認裁判所の認可を受けることができるのみならず、受けなければならない。

最初に、中国のドミサイルが一切ない。

この立場は若干の説明を必要とする。この原則は、西洋と東洋の民族の混和できない性格によつている。しばしば引用される文句を引用するならば、「中国人とイギリス人の宗教、法律、生活様式と習慣の間の相違は、そのようなドミサイルに反するあらゆる推定を提起するほどに大きい」。この推定はそれに反する。わたしが見ることができる限り、そのようなドミサイルが取得されることができないと言ふことにたいする優先的な権限は一切ない。マルタス対マルタス（ロバートソンの教会リポート第一巻）、および「ベゼルに関する」最近の判例（『ロー・リポート』大法官部第三八巻、二二〇頁）における論拠の流れは、ある場合に、条約の要件を別にして、イギリス人がトルコ人になって、トルコの法律に服従することは不可能でない、と想定する。そして別の場合に、ベゼル氏が現実にバロロング人になったことを承認するのに、わずかな証拠が必要とされるだけである。もちろん、国籍に関するこの点は、次に考察されよう。すなわち、もし国籍が野蛮人の国またはイスラム教国で取得されることができるならば、ドミサイルがそこでも取得されることができるものになることになるだろう。それに反するのは推測だけである。

しかし、条件は、治外法権的条約が、「未開国または非キリ

スト教国」と締結された時に、変更される。そして、このことは国籍とドミサイルとの両者に関してもそうである。条約、制定法、枢密院令は、特権でもってイギリス臣民を取り巻いてきた。さらに、外国にあるイギリス人社会の各々の構成員が特権を得るとともに、他の別の者とは反対の各自の権利の取得を生じた。単純な例をあげると、ある一人のイギリス臣民は、領事裁判所でもう一人のイギリス臣民に対して訴えを提起することができます。しかし、そのような臣民が自分のイギリス国籍を捨てて東洋の国の臣民となることができるならば、領事裁判所で彼を訴える権利は消滅するだろう。

そして、われわれが、東洋の国におけるイギリスの法の立法当局を、その国の主権者であるとみなすとしても、この点では同一の結果となる。すなわち、問題となつてゐる権利は、イギリス臣民に対する法によって生み出されたのは明白である。われわれがみてきたように、それは、かれらの仲間の臣民とならんで、その他の人々に与えられている。そして、かれらが、それらの権利の包囲から自発的に身を引くことも、強制的に身を引かされることも、いざれも不可能である。この点で、国籍（条約ではつくりと扱われない限り）とドミサイルとは同一の基礎のうえに立つ

ている。だが、国籍に関しては、直ちに考察されるべき他の条件がある。

マルタス対マルタスの事件で、ラシントン博士は、もう一つの観点からこの問題を考察した。すなわち、オスマン帝国政府との条約は、トルコ帝国の領土内に一時的にも永久的にも居住しているすべてのイギリス臣民に対して適用されたどうかである。そして、明白な答えは適用されるということであった。さらにつきこのことから合法的な推論として、ちょうど取り上げられた問題点と一致して、イギリス臣民が条約の保護の外でトルコに住むことが不可能であるということになる。

しかしながら、この東洋の国でドミサイルを取得する結果に關して、もしそれが可能であるならば、ドミサイルの法が適用されることができるすべての事例において、結果は、それが不可能であるならば、と同一である。たとえば、この地位は、「日本にドミサイルのあるイギリス臣民」ということにならう。

「ドミサイルの法」が適用されなければならないイギリスの全裁判所におけるどのような事件においても、この法は日本の法であろうし、それはイギリス臣民の場合に、条約によってイングランドの法なのである。未開の土着の裁判所は国籍とドミサイルの區別を無視するだろう。それらは前者だけを考慮するは

ずだ。そして日本のような文明化された土着の裁判所は、イギリスの裁判所と正確に同一の方法で「ドミサイルの法」を適用するだろう。問題が重要である事件においては結果が同一である。だが、問題が重要ではないと想定することは安全ではない。私は、それが、条約が言及する人々がかれらに課された義務を緩和することができないように、条約が人々を拘束するという広い原則によって決定されると考えている。

結果は、野蛮国でドミサイルすることになったイギリス臣民に対する推定を論ばくすることは可能であるけれども、そのような国との治外法権的条約がある場合に、その国でドミサイルを取得することは不可能であるのははつきりしているようだと思われる。

可能であるならば若干の光を当てなければならぬこの問題の逆の側面がある。この国での東洋人の立場はどんなものか。おそらく、「混合しない性格」という原則は、西洋の社会において「野蛮人」によるドミサイルの取得に対する推定を提起するよう両方の方法で適用されるだろう。しかし、前と同様に、可能性は認めなければならない。そして、帰化に関しては、イギリスになろうとする希望は、一定の制定法の形式に従って示されることができる。

しかし、治外法権的条約は互惠的ではない^(註)。すなわち、条約が与えるすべての権利は、権利を与える国に限定されている。そして、こうして、イングランドの朝鮮人は、その他の外国人の居住者と同様にイギリスの裁判所で訴えを提起されることができた。さらに、かれの自國の法が「改正の意思」に対する推定を提起するのを禁じていないので、そのようなものがなぜイギリスのドミサイルを取得すべきでないのかということで有効な理由がないようだ。

(注) しかしながら、ペルシアの条約のいくつかにあるこの規則に対する例外を参照せよ。そこでは、他の条約締結列強の領土にあるペルシア人は、最患国の臣民という基盤の上に置かれていた。

決定された第二の問題点は、その性格においてイギリス＝インドのドミサイルと同じようなイギリス＝中国のドミサイルのようなものは一切ないということであった。問題が議論の余地を認めないと理解するためには、イギリス＝インドのドミサイルという用語がなにを意味するかを理解することだけが必要である。あのよく引用され、非常に誤解されている事件、「インドの族長」（ロビンソンの『アドミラルティー・リポート』第三卷二二頁）における判決は、現在理解されている治外法権

とはまったく関係がない。西洋人が東洋人の真っただ中でかれらの在外商館を設立したときでさえ、古来より西洋人と東洋人から区別しつづけていた混和しない性格の上に、ウイリアム・スコット卿が自分の判決の基礎をおいたのは眞実である。しかし、「他国人と一時滞在者」は、イギリスの商館で働く外国人であって、イギリス人そのものではない。そして、これらの外国人は、かれらがその国的一般的主権のもとで国籍を取得しないし、また、その保護を得ていないだけでなく、かれらがかれらのもとの国籍を保留するように自分の国の承認された権限のもとで貿易しないだけでなく、その保護のもとでかれらが生活し貿易を営む商館の資格からかれらの現在の資格を引き出しているから、他国人であり一時滞在者なのである。取得されたドミサイルはインドのものではなかった。なぜなら、ムガールの権威は実際には存在しなかったからである。それは、イギリスまたはイギリス植民地のものでもなかった。なぜなら、女王の権威がまだ完全には存在しなかつたからである。それは、イギリス＝インドのものである。なぜなら、かれらはインドでイギリス人によって設立された商館で働いていたからである。同じように、私は、シャンデルナゴルではフランス＝インドのドミサイル、ゴアにはボルトガル＝インドのドミサイル、そしてお

そらく、ザンクトペテルブルグのイギリス商館では古い時代のイギリス＝ロシアのドミサイルがあつたにちがいないと想像する。

それがわれわれの現在の主題に關係する問題点は、このことである。すなわち、商館のドミサイルは多くの国籍からなる人々を含んでいた。治外法權制度のもとでは、各国民は、条約の承認のもとで各自の国籍を保持している。したがつて、イギリス＝中国のドミサイルがあり得なかつたのは明白である。イギリス人の会社のために日本で働くベネズエラ人は、イギリスと日本の条約による特權を主張することはできなかつた。すなわち、ベネズエラと日本の間には条約がまったくないので、かれは、日本の国法のもとにある、日本の裁判所に従う。

商館ドミサイルへの直近のアプローチは、イギリスの保護令状のもとでの人民の事件のなかで見いだされよう。「イギリスの保護令状を受けた臣民」は、イギリス臣民と同じ特權を与えられたものとして、幾つかの条約のなかではつきり明示されている。しかし、これらは一般的に土着民であるか、ある程度同族の民族の土着民である。かれらは大体そうであったのだろうけれども、通常は他のヨーロッパ諸国の国民ではなかつた。より高い程度で、また、この事例はあらゆる外国人が保護国の管

轄権に従う保護国の事例と類似している。

第三に——そしてこのことはこの事例の最も重要な部分である——造詣の深い裁判官は、東洋の諸国の条約港での居住から、なんらかの種類のドミサイルがまったくないと考えていた。すなわち、適切な言葉を使用すると、「治外法權的ドミサイル」ではないと考えていた。にもかかわらず、ワトソン卿の付隨的な意見によれば、そのような社会における恒久的な居住は、先行する選択的ドミサイルを破壊し、出生によるドミサイルを復活させる。拡張された形態において、定められた原則は次のところである。すなわち、通常の状況で外国で選択ドミサイルを創造するあらゆる条件は満たされるけれども、どのようなドミサイルも、治外法權的特權を与えた国に設立されたイギリス人社会に関して、一切取得されることができない。そして、なおさら一層そこには出生によるドミサイルはあり得ないのである。条約港での社会が純粹にイギリス人だけのものならば、そして、なんらかの修正のないイギリス法が裁判所によって運用されるなら、問題点はほとんど重要性をもたない。というのは、治外法權的ドミサイルは、もし存在するとすれば、あらゆる場合にイギリスのドミサイルと同じ結果をもたらすはずだからである。しかし、問題の重要性は、われわれが帝国の各々の部分

に対するその適用を考察するに至ると、すぐさま理解できよう。一定の困難な事例はすでに提出されていた。モーリシャスで出生によるドミサイルをもつ人物は、横浜で恒久的に定住し、定住を続ける完全な意思をもっている。かれは、かれのモーリシャスのドミサイルを留保して、子供はそれは継承するのだろうか。^(註) フランス法によって統治されている植民地ほどにずっと踏み込んで行く必要はない。スコットランドでドミサイルを取得した人々は、ずっとこれら自身とこれらの家族のために、たとえば、以後の婚姻による準正の法を有効とするのだろうか。

(注) ラシントン博士は、かれのマルタス対マルタス事件の判決のなかで最も困難な一つとしてこの点を指摘している。

主題を本当に一べつしたなら、困難と複雑性が明白になる。この困難と複雑性を共同体の利益のために除去するのは立法政策であると考えられる。

先駆的に、つぎのような論拠でもつて発見しなければならない多くの欠点はないようだ。「選択ドミサイル」という表現は、外国での居住との関連で一定の状況と一定の考え方の存在および一定の法原則の適用をともなう。すなわち、同じ状況と同じ考え方が、治外法権的社会での居住に関連して存在するときに

は、同一の法原則が適用されるべきであって、全体は、「選択ドミサイル」という表現によって等しく明示されるべきである。

状況は、恒久的な居住、確定した家の設立、帰還の意思の欠如である。この考え方は、社会の恒久的構成員に加えられている社会のその他の人々との関係を設立することである。法の原則は、社会のある構成員とその他の構成員との個人的関係のすべての形式が、同じ規則によって規制されなければならないといふことである。この考え方は、その国の法によって統治されるある国(の)社会に関する本国法によって統治される治外法権的社会に同じように適用されることができるようだ。

しかしながら、この論拠は、チティ判事の判決によっては支持されない。その判決は、ドミサイルが地方よりも社会にもつと密接に関連しているという考え方を完全に拒絶する。賢明な判事は、至高の、または主権的領土的権力をもつ社会ではない社会の一員として個人が定住させられることができるというイギリス法における権威は「一切ない」と言った。しかしこのことは、当面している問題を明確にしているだけである。権威の欠如は、「ドミサイル」という用語に与えられた数多くの定義に、われわれは不可避的に投ぜられる。

領土または国に居住することは、ドミサイルの法的考え方の

不可欠の部分である。ウェストベリーはウドニイ対ウドニイの事件（『ロー・リポーツ』、スコットランド人の上訴、第一巻四五八頁）で、「選択ドミサイルは、無期限にそこに居住し続ける意図でもって、特定の場所における単独のまたは主たる住居を任意にある人が定めるという事実から法が引き出す結論または推論である」。かれは、特定の場所における住居について語っているのであって、この場所に居住する特定の社会に加入している人について語っているのではない。ベル対ケネディの事件（『ロー・リポーツ』、スコットランド人の上訴、第一巻五二〇頁）で、かれは同じような表現を使用した。ドミサイルは法の考え方である。「ドミサイルは、法が個人と特定の地域または国との間で創造する関係である」。かれは地域または国に言及するのであって、地域または国に存在する特定の社会に言及しているのではない。ワトソン卿は、すでに言及されたアブド・ウル・メシの事件で、「ドミサイルの考え方とは、地域とは独立しており、単に特權的社會の構成員であることから生じるが、本のなかで発見されるドミサイルの数多くの定義と調和しない。ほとんど、これらのすべてではないとしても、ローマ法から物語の紛争にいたるまで、ドミサイルは土地として——人が主な事業所と家をもつ場所として定義されている」……

「イギリス法によれば、結論または推定は、人が、かれが任意に定住した領土の自治体の法を彼自身に引き付け、そうして、それが、かれの成年または未成年、かれの相続、遺言、または無遺言がよるべき、かれの個人的資格の尺度となるということである。しかし、こうしてかれの個人的身分を規制する法は、かれがその領土に住む統治する権力の法である。そして、外国での居住は、その自治体の法と慣習に従うことなく、したがって、新しいドミサイルを創設することはできない」……「しかし、この話題をこれ以上追究する必要はない。裁判官閣下たちは、社会から生じ、土着の地方との関連では生じないドミサイルのようなものがあると考へることに対する原則も権威もないことに満足している」。

しかししながら、主題についての二つの権威のなかの引用にかけられた解釈が健全であるならば、例外なく治外法権的ドミサイルを取得することに反する引用を積み上げることは不需要である。有名な定義がドミサイルを「地方」に関連させ、「社会」に関連させないのは承認されてよい。そしてまた、その点に大いに関係して、私は、この論拠が極めて決定的であるとは思わない。

この定義が枠づけされた時には、治外法権は存在していなかつ

たし、あるいは、定義を枠づけした判事たちの心のなかになかったのである。地方、または領土は、明白に使用される用語であった。人々が定住した社会は明白に地方と同一視されていた。しかし、その適合性に関してなんら問題が存在しない事件における定義において「地方」が使用されるから、したがってそれは、そこでは問題が「社会との関連性」がドミサイルに含まれているかどうかである議論のためにやってくる最初の事件において「社会との関連性」という考え方を排除すると主張することは、この言葉に不当な重要性を与えるように思われる。

ちょうど同じように、「社会」という言葉がその定義において利用して来たのであれば、それはうまくいったかも知れないが、したがってそれが治外法権的社會の例外的状況に適用されることは問題を回避することであった。「地方」あるいは「社会」のいずれがより適切な用語であるかどうかを調査することを必要としたのは、まさにこれらの例外的状況であった。そして、私は、領土的社會においてドミサイルという言葉によって表明された考え方についている法的結果が、この考え方にはまれている状況が治外法権的社會に存在している時に、その考え方につかないのかどうかを調べた痕跡をすべての判決のなか

に見いだすことはない。

これらの法的諸結果がなにであるのかを調べてみよう。

それらの諸結果は、一つの短い文章で要約される。かれのドミサイルの法は、人の個人的身分または資格を支配する。ドミサイルの法は、社会の構成員のその他の社会に対する関係を支配する。もっとも少ない程度で、ドミサイルの法はかれの地方との関係を支配する。すなわち、それは、本質的に社会の人間の法である。いずれかの構成員が他の土地へもっていくのはこの社会の法であり、人はかれがいる国の法に服従するという根本原理に対する例外をなすのはこの社会の法である。かれの個人的身分において、かれは、かれが住むことを選んだ社会の法によって支配される。土地の法はこのような問題では姿を隠す。なぜなら、かれが事実上属している社会の法と反対の原則を、土地の権力の支配下に一時的にだけ入る人に土地の法が押し付けるならば、大きな不都合、困難、不正が生じるからである。社会は、社会の法を強制する。なぜなら、個人的身分に関してかれを扱ううえで、裁判所は、かれのなかで結び付けられている数百の権利にふれているからなのである。どのような観点からみられようとも、この問題は、社会のなかでの居住

という問題に解消するのであって、地方のなかでの居住という問題に解消する訳ではない。ニボイエト対ニボイエト事件における当面のエッシャー卿の判決（『ロー・リボーツ』検認部第四卷、九頁）では、ドミサイルの法は完全に、一定の制定または断定された原因のために、個人の相互的な個人的関係またはかれらの社会に対する関係に影響を与える法として扱われる。

賢明な判事は言う。「婚姻の地位は、社会における、または社会との関係における結婚した人物の法的立場である。そのような関係に関するのはどのような社会であるのか。かれが構成員であるのは、次にあげる社会以外のいずれの社会でもない。すなわち、かれがそのなかの部分として生活している社会なのである。しかし、それが、事实上そのなかの家族のひとつであるように生活している社会なのである。それは、かれが、そのなかで、それがかれの結婚生活を営む家であるという意図でその家に住んでいる社会である。しかし、それはかれのドミサイルの場所である」。

多数の裁判所の判決は、なおずつとこの考え方を維持している。ドミサイルの法が、領事の事件におけるように、恒久的住居が確定された社会の法にならう義務に対する技術的救済を発動するならば、現実のドミサイルの法は、姿を隠さなければならぬ

いし、当事者が事実上属している社会の法が優勢になるにちがいない。

そして、人の身分、またはそれが契約の資格かどうかのいずれにしても資格の全体の法、または正常または精神異常の問題、または相続の問題、または、ドミサイルの法によって支配されるその他の問題を通じて、ただ考察され影響を受けたのは、社会のその他の人々との関係での人の地位である。

言及されている社会は、もちろん、ある国または、はつきりした地方に居住する社会である。言葉を変えると、その構成員たちに強制することができる独自の法と慣習をもつ社会である。しかし、問題は、規則の理由、すなわち、規則の全体としての原則が、領土内の社会に対してと同様に治外法権的な社会にも等しくそれを適用できるものとしないかどうかである。仮説の上ではあるが、状況はその他におけるのと同様にもう一つにおいても同じである。人は条約港でかれの家を設立してもよい。かれは、自分の生まれた国に戻るという考えを永久に払いのけたのである。定住の意思是まったく確かに明白である。仮説の上ではあるが、社会を規制する一体の法もまた存在する。なぜ、通常の法原則が適用され、社会の恒久的な構成員の人的関係が選択ドミサイルの法として恒久的にその法のもとに来るの

が不可能なのか。社会の構成員として生まれた人々の人間関係が、出生によるドミサイルの法として恒久的にその法のもとに来ることがなぜ不可能なのか。

とはいっても一方の側に力説されてよい理由がある。結局、二つの事例の状況が正確に同一であるのは確信がもてない。社会の居住の条件は安定していない。恒久的な居住は、社会に設立する人々によって申し込まれるだろう。しかし不可抗力が別の形で解決してよい。土着の政府は、外国の社会の存在なしでますことを決定してもよい。本国政府は、土着の法を選んで治外法権的特権を放棄するのを決定してもよい。従つて、イングランドに決して帰らないという意図と結び付いているとしても、条約港における居住に与えられた不確定性がある。その不確定性は、ドミサイルの考えに不可欠の条件の存在とおそらく矛盾するであろう。このことを根拠として、トゥーティルの信託における判決が支持されるのは可能であり、私は、あえてこの根拠だけで考え方。

この問題についての決定的な問題点は、日本における定住の意思がこれまでの選択ドミサイルを破壊し、議論の前提から言つてそのドミサイルに対する帰還の意思がない出生によるドミサイルを復活させるということである。

チティ判事の判決に対する付加条項は、だれもドミサイルなしでやつていけないという規則から生じる。前に存在する選択ドミサイルは破壊されなければならない。なぜなら、議論の前提から言つて、ドミサイルとしての地方の選択は停止するからである。この点に関して選択ドミサイルと出生によるドミサイルの間の相違は以下のようであるようだ。すなわち、帰還の意思の欠如と結び付けられて、母国からの出発がただちに選択ドミサイルを破壊する一方で、それは、新しい選択ドミサイルが決定されるまで、出生によるドミサイルを破壊しない。しかし、選択ドミサイルが破壊されると、出生によるドミサイルが再び始められる。人は、ドミサイルなしでやつていけない。なぜなら、かれ自身とかれの財産として関連する一定の問題がドミサイルの法によってのみ決定されることができ、したがつて、この大変十分な理由によってか、あるいは究極的には本国へとさまよう足取りをむかわせる自然法のために、出生によるドミサイルは支配を始めると言えられるからである。しかし、とどのつまりはつきりした意図の不足を補う技術的工夫である規則を、はつきりした意図があるだけでなく、新しいドミサイルという想定のもとに含まれているあらゆる單一の要素と考えとがある事例に、どのようにして適用することができるのか。はつきり

した地方に固定されて遊牧民族と似ても似つかない社会がある。それは、ドミサイルの法によって通常支配された諸関係が生じる社会である。それらの諸関係に適用される支配する一体の法がある。そして、社会の構成員になりたい、それらの諸関係に入りたいという望みがある。もし、ドミサイルの考え方との社会に適用することを認めるほどにはこの類推が不完全であるならば、出生のドミサイルの再開という事例に対する類推は、なお、ずっと完全ではない。そこで、住居を突然たむことについて、私が言及した可能性はこの問題に影響するか。

たとえば、問題なくモーリシャスに帰還する考えをすべて放棄し、一方の不可欠の条件を満たしたと主張することは可能である。さらに日本のイギリス人居住者の間で恒久的に住み続けた意思を言行によって表明し、もう一つの不可欠の条件を満たしたと主張することも可能である。かれの意思が、不可抗力がかれののぞみを履行することを妨げるから実効あるものとなることができないと主張するのは可能なのであるうか。さらに、この望みが完全に満たされると、ドミサイルの問題はしばしば死後生じないということが思い出されなければならない。そして、結局日本での定住の意思に含まれるすべての問題は、きわめて特権的な社会の一部として、特権と課税からの自由を享有

し、それらが支配されている法のもとにつくる希望である。存在する列強のいずれかの可能な行動がどのようにしてこの問題に影響を与えるかを理解することは困難である。日本での居住が不意に終了されるならば、あるいは、特権が自発的に放棄されるならば、新しいドミサイルを選択しならなくなる。日本での居住の継続は、事物が変更された状態のもとで日本のドミサイルを採用したいという望みを示す。それ以外のところで定住することは、新しいドミサイルを確定したとの希望の一辺の証拠をもたらす。この法が生じるであろうすべての事例においてはまるわけではない。しかし、この事例は例外的であって、人がドミサイルなしでやつていけないという規則は、治外法権の可能性を考慮しないで形成される。問題は一つの原則であり、私は、ドミサイルの原則が社会の一員であろうとする人の意思のなかに見いだされるものだと考えている。私は、社会が統治する社会であるのだということが不可欠であるとは考えることができない。しかし、私は、社会が統治されている法がその国のかに見いだされるものだと考えている。私は、社会が統治する社会であるのだということが不可欠であるとは考えることによって確認されるべきだと考えている。

私は、トゥータルの信託に関する判決で反対の理論の結果の一つを見てきた。この意図は非常に容易であって、それは「基

金は法廷のなかにあるからであった」。

しかし、存命中のトゥータル氏に対してイングランドで提起された訴訟の事例を取り上げよう。かれのドミサイルはイギリスにあるとみなされ、最高法院規則第一一条第一項(e)のもとで、令状は管轄権外にあるかれに送達されてよい。管轄権外への送達は、なんらかの救済が管轄権内にドミサイルのある人物に対して求められているときに許可される。

以上のこととは、ほとんどこの原則の背理法である。

すでに言及されたアブド・ウル・メン対ファラの事件は、この原則を保護される臣民にこの原則を適用する。そして思うにそれは、チュニスでのフランスの例のように、完全な保護の事件にあてはまる。そこには、通常の治外法権の事件のように、多くの外国人の社会はない。しかし、国籍がなんであろうとも、すべての外国人居住者は、保護する国の法のもとに、保護国によつて設立された社会に集められる。この論拠の要点を繰り返して述べる必要はない。しかし、それらの論拠が治外法権的ドミサイルを支持する上で、単純な事件よりも強力であることが提起されている。

一つの点は一層の注意を必要とする。もし、治外法権的ドミ

サイルが存在しないものであれば、生じる問題は、第一に裁判所の管轄権である。すなわち、この人物が臣民であるか、保護されている臣民であるのか。第二に、かれの現実のドミサイル。第三に、この事件にイングランドの法、すなわちこのドミサイルの法を適用すること。もし、ドミサイルの法によって決定されることができる問題であるならば、そして、これらの規則は、トゥータルの信託の理論によれば、アブド・ウル・メンの事件で、この理論が存在しないならば、治外法権的ドミサイルをもつ人物の財産に適用された。遺言者は、バクダッドでうまれ、そこに住むトルコ人を両親にもつっていた。人生の初期において、かれはインドに行き、そこで相当期間を過ごした。かれはそれからジエッダにおもむき、それからカイロに行って、死ぬまでそこにいた。そして、かれはかれの住所を変更する意思をもつていなかつたようだ。その間、かれはイギリス政府の保護下にあつた。そのようなドミサイルが可能であるならば、カイロでの選択ドミサイルの条件は存在していた。かれがインドでのドミサイルを取得していたとしても、かれはそれを放棄した。そして、したがつて、オスマントルコの領土内にあるかれの出生によるドミサイルを回復したとみなされた。にもかかわらず、イギリスの保護下にあって、コンスタンティノープルのイギリ

ス領事裁判所はかれの遺言の検認を承認する管轄権をもつていた。しかし、個人の遺言相続の効力を考察し、かれの財産を配分する上で、イギリスの裁判所は、上記の議論に合致するトルコの法であるドミサイルの法を適用した。

(注釈) 「保護されている臣民」という用語はある程度の説明を必要とする。ビクトリア女王の治世第三九年から四〇年にかけての法律第四六号、第四条と第六条は、女王陛下と同盟しているインドの藩王国の臣民が「女王陛下の保護を享受する人物」という表現のなかで含まれることになつてゐると言宣した。この表現は、一八六六年のザンジバルに関する枢密院令と、一八六七年のマスカットに関する枢密院令で使用された。そして、この表現が領土外管轄権法のもとで制定されたその後の枢密院令で使用されるべきときはいつでも、そのような臣民がそれぞれの枢密院令に含まれている領土に居住するか滯在するときには、そうなのである。この制定法は、一八九〇年の統合法の第一五条によつてとつてかわられた。

「女王陛下の保護を享受する人物」は、一つの等級に分割される。第一に、女王が保護条約を締結した国の臣民である。

第二に、特別に治外法権的条約による保護のもとにおかれた

人物である。第一の等級は、「イギリスによって保護されている臣民」と叙述されるのが適切であろう。第二は、「保護されている人物」として叙述されるのが適切である。

第一五条は、インドの土着の国、すべての対外関係を管理するインドの宗王国としてのイギリス政府が臣民に特に言及している。若干困難な問題が生じる。すなわち、条約の解釈によつて、保護国の臣民は特權を享受していると解釈されるのは適切かどうかという問題である。たとえば、ハイダラバードのニザムの臣民は、日本で犯した罪についてイギリス領事によつて審理されると主張することができるのだろうか。おそらく、別の条約、または特別な言及が必要であろう。この条項は、女王陛下の保護を享受する人物に拡張する枢密院令についてのみ言及している。そして、枢密院令は、いくつもの枢密院令のなかで次のような規定を与えている。

「枢密院令の規定は、イギリス臣民に関係しており、出生によるか帰化によるかを問わず、女王陛下の臣民にも、スルタンの領土で女王陛下の保護を享受するすべての人々にも、拡張され適用される」「ザンジバルに関する枢密院令、一八六六年」

「臣民」は出生と帰化による女王陛下の臣民を意味する。

『保護されている人物』は女王陛下の保護を享受する人物を意味する」〔トルコに関する枢密院令、一八六三年〕

「この枢密院令の規定は、イギリス臣民に關係しており、出生によるか帰化によるかを問わず、女王陛下のすべての臣民に適用される」〔中国と日本に関する枢密院令、一八六五年〕

〔『イギリス臣民』は、女王陛下がそのような人物に関して管轄権をもっているかぎりにおいて女王陛下の管轄権を享受する人物と、ビクトリア女王の治世第三九年から四〇年にかけての法律第四六号によって、ペルシャに居住する女王陛下と同盟関係にあるインドのいくつかの藩王国の臣民を含んでいる〕〔ペルシャに関する枢密院令、一八八九年〕

〔『イギリス臣民』はブルネイで女王陛下の保護を享受している人物を含み、ブルネイに居住するインドのいくつかの藩王国の臣民を含んでいる〕〔ブルネイに関する枢密院令、一八九〇年〕

おそらく、ペルシャの枢密院令は、意味されていることを最も正確に表現している。すなわち、もし条約が女王に、女王の固有の臣民だけでなく、イングランドの保護下にあるそれらの国の臣民に対しても管轄権を与えているならば、枢密

院令の規定はかれらに適用されるだろう。

しかし、第二の等級の「保護されている臣民」は、通常領土外管轄権の特権を与えた国の臣民である。かれらは特別に条約かその後の協定または条例で言及され、通常、公使館または領事館の現地人の使用者である。保護はその性格から一時的である。そこから生じる権利ははつきり限定されている。

こうして、トルコの条例によつて、一八六三年から一八六五年に、外国の領事館で、現地の通訳と領事館警備員の雇用に関する多くのことが厳格に制限されている。そしてそれらの権利は短く次のように叙述されている。

「一時に保護されている人々は、通常保護されている人々と同じ権利を享受する。……領事館の特権を与えた使用的の保護は個人的なものであつて、かれらの役割につけられたものである。保護は、死亡または職務の停止の場合に壊れる」。条例は、一八六五年一二月二〇日にトルコの知事たちに送付された後の回状で説明されている。イギリス法をそのような保護された人物に適用する一つの事例は、アブド・ウル・メシ対ファラの事件で見いだされるし、上で引用された。この特権を現地の使用人に与えることは、決して普遍的ではない。多くの条約において、かれらは現地の裁判官に引き

渡されるということがはつきり規定されている。

II 帰化

ドミサイルから、われわれは、帰化に移行する——帰化は、複雑なことのより少ない主題である。だが、より難しくないということではないけれども。一般的な法のもとでイギリス臣民が東洋諸国で国籍を与えられるかどうかという問題は、すでに考察された。その国の支配者によって東洋の国で女王の臣民に関して女王に与えられた管轄権が、その臣民によって拒否されることができないのは明白なようだ。また、かれに対してその管轄権によって他の人が取得したすべての権利が、かれによって侵害されたり、どのようにしても変更されたりすることがでないのも明白なようだ。この立場は、ドミサイルの変更と帰化の両者に適用されることができると思われる。しかし、国籍法がどの程度まで後者の問題に影響を与えるかを検討することが必要である。第六条「ビクトリア女王の治世第三三年と第三四年の法律第一四号」は、国籍離脱または、女王に対する忠誠を拒否するイギリス臣民の資格について扱っている。それは次のように規定する。外国にあって行為無能力の状態ではないときには、その國で任意に帰化するに至ったイギリス臣民は、その

外国で帰化したその時以後、イギリス臣民であることをやめたとみなされ、外国人であるとみなされる』

今や最初に、イギリス臣民が、国籍を離脱することを望んで、帰化してもよい国についての制限は、この第六条には一切ない。かれは事実上別の国で帰化するとイギリスの臣民であることをやめるのである。しかし、かれは、その国の国籍法によるか、そのような国籍法に相当する野蛮な部族の間での一定の慣習によるか、そのいずれかによって帰化する。かれが望むならば、かれがバロロンの部族の一員になつたかも知れないといふ可能性は、ベテルの事件での議論の全体を通じて承認された。形式的儀式が所管大臣の証明書の受領であるのか、牛の贈り物の王への贈与なのかのいずれであろうとも、その効果が、そのときから当該人物がその國の国民また部族の一員であるとみなされるということであるならば、イギリス法は、それから後の人物を外国人とみなすのである。

しかし、東洋の国では、条件は変わっているようだ。第六条の別の言葉はさておき、そのなかで含まれている許可が、東洋の国にいるイギリス臣民が統治されている明示の法によって制限されることができないかどうかは、疑問のあるところである。

しかし、第六条それ自体は「行為無能力のもとにつない」臣民について言及している。そして、問題がはつきりしていることにはずっと及ばないけれども、明示の法の存在が、イギリス臣民がそのような東洋の国で帰化することを妨げる行為無能力ということにはならないということは示唆されている。

(この章つづく)
